



福岡県医師会 第 3333 号（地）
令和 7 年 3 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 4）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養に関する取扱いにつきま
しては、令和 6 年 7 月 23 日付福岡県医発第 1255 号（地）等により、ご連絡申し上げ
ているところです。

今般、厚生労働省より「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解
釈資料の送付について（その 4）」が発出された旨、日本医師会を通じて周知依
頼がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日医ホームページのメンバーズルーム中、医療保
険の「診療報酬改定に関する情報 令和 6 年度」に掲載を予定されておりますこ
とを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 2147 号（保険）
令和 7 年 3 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公 印 省 略）

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 4）

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養に関する取扱いにつきましては、令和 6 年 7 月 17 日付け（日医発第 718 号（保険））「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養に関する取扱いについて」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 4）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険 の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

- ・長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 4）
（令 7.3.14 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 14 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 4）

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項については、「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 13 日保医発第 0313003 号）の第 3 の 30 においてお示ししているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

【医療費控除について】

問1 患者が長期収載品を希望した場合に支払うことになる「特別の料金」について、医療費控除の対象になるか。

(答)「特別の料金」については、対象となる先発医薬品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価として、医療費控除の対象となる。

なお、マイナポータル連携により取得する「医療費通知情報」には、「特別の料金」は含まれないため、医療費控除の申告においては、保険医療機関又は保険薬局が発行する領収証を患者が適切に保存する必要がある。

(参考) 国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122_qa.htm#q6

【包括される薬剤料について】

問2 薬剤料が包括される小児科外来診療料、在宅時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料等を算定し院内処方を行った場合も長期収載品の選定療養の対象となるか。

(答) 長期収載品の選定療養の対象とはならない。

【医療上の必要性について】

問3 同一性への固執が症状として見られる精神疾患や精神障害のため、普段から同じ機能の物についても形や色の変化を受け入れて生活することができないことから、医薬品の剤形や色などを変更することによって安定的な服薬ができないと医師が判断する場合には、医療上の必要性があると認められるか。

(答)「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年7月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問1の1の④に該当するため、医療上の必要性が認められる。